

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 2 8 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係

令和 4 年度地域支援事業実施要綱の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところで
す。

つきましては、改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくと
ともに、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老
第 0523003 号厚生労働事務次官通知）につきましても一部改正を予定しておりますが、準備
が整い次第発出させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

・「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省
老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000919497.pdf>

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

(別紙)

令和4年度地域支援事業実施要綱の改正点

「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)

(1) 認知症の人と家族への一体的支援事業の実施

認知症地域支援推進員の業務内容に、新たに認知症の人と家族への一体的支援事業を追加。